

佐賀県告示第百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするとき
の届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を
次のとおり指定する。

平成二十三年四月八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定する形質変更時要届出区域

鳥栖市立石町字一殿給一 一番一の一部、西新町字所熊一四二二番六三の
一部及び村田町五反三步字五反三步一四八四番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第

一項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物